

令和6年4月9日付け県公報第508号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年3月13日から令和6年9月30日まで
変更後 令和6年3月13日から令和6年12月27日まで
- 4 作業地域
富士宮市猪之頭、麓、根原の一部